日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2017. 2.11
No.17-003

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

経営は組合弱体化を図るために何をしたか
「不当な整理解雇」の「不当」な狙いを再確認

その１

JAL 経営は裁判の結論が出たとして、被解雇者を職場に戻すための実質的な話し合いをしようとしていません。

しかし、整理解雇が必要かどうかの一番のポイントである「当時の人員体制・乗員数」の開示に会社が応じない（原告の主張に一切反証しない）まま出された判決ですし、さらに裁判終結後の会社発表の数字により、当時の人員体制は更生計画を超過達成しており、解雇の必要性が全くなかったことが明らかになりました。

現在では、JAL は人員不足に陥り、事業拡大も儘なりません。「貢献度が少ない」とまで裁判で述べていた高齢乗員を特別運航乗務員として雇用しています。

「整理解雇」の会社の本当の目的は何だったのか、もういちど確認してみましょう。

機長への作為的な解雇
希望退職で機長の削減目標を大幅に超過達成しても
18 名を解雇

JAL 本体における希望退職の（削減）目標数は機長 13 0 名、副操縦士 241 名と設定されていた。

これに対し、実際の希望退職では、第一次募集で機長 37 名、第二次募集で機長約 100 名の応募があった。

それでも機長の解雇対象者に対するブランクスケジュールアサインが続けられた。

JAL は、機長の削減目標以上の退職者が出ると、副操縦士の年齢基準を上げることにより副操縦士を削減対象を減らし、機長はそのままの削減対象を続けた。

最終的に機長の希望退職者の合計が 154 名（本訴に入って会社自らが機長の削減目標と主張していた 154 名さえ も達成していた）となり、 設定されていた機長

の削減目標を大幅に超えて達成していたにもかかわらず、機長 18 名を解雇した。
（有志の会ニュース No.14-019 高裁 最終準備書面シリーズ 3 より抜粋）

運航乗務員全体の削減数も超過達成

更生計画案の全運航乗務員の JAL 本体における削減目標数は 826 名に対し、解雇当時 849 名の削減が確定、
JAL グループ全運航乗務員の削減人数は 844 名に対し、935 名の削減が確定もしくは確実に見込まれていた。
（これは、削減対象に含まれる航空機関士、パイロット訓練生、加齢乗員、 外国人乗員の削減が目標を大きく上回ったことにもよる）

JAL は人員体制・削減状況などの 具体的資料を裁判に出さず、反証もせず

これに対し、高裁に於いても会社は「解雇時点における必要人員数を超える運航乗務員に対して行っている」などの抽象的な主張に終始し、原告が資料や証言を元に主張する具体的な削減状況について認否をしないし、運航乗務員の削減状況に関する資料を提出するなどの反証を一切していません。
（有志の会ニュース No.14-018 より抜粋）

安全報告書により当時の人員数が判明 やはり・・・更生計画を超過達成して整理解雇していた

裁判が終結した後、航空法の定めにより公表が義務付けられている安全報告書(2010 年度)の中に、 当時の JAL グループ各社の機長・副操縦士の人数が記載されていることが判明しました。この記載による と、2010 年度末のグループ各社の機長・副操縦士の合計数は 2574 名とされています。
また、当時のグループ各社の訓練生の合計は 265 名(組合調べ・訓練中止ではなく中断とされていた JAL のライセンシー訓練生含む)であり、航空機関士は既に全員が地上職変していました。よって、機長・副操縦士・訓練生を合わせた乗員数合計は 2831 名となります。これは更生計画案の 2974 名を 143 名超過しており、81 名を整理解雇しなくても更生計画を達成していたことになります。

また、グループ各社の機長・副操縦士の合計数は、翌年の 1 年間でさらに 104 名減少しています。これは 2011 年度の 57 名の自主退職者以外では、主に整理

解雇時点で在籍していたグループ各社の加齢乗員と外国人乗員の契約を終了したことによるものであり、減少分は JAL 本体からの出向者で埋められています。
　つまり、会社は整理解雇をした時点で、加齢乗員と外国人乗員の契約解除により、更なる人員削減を 見込んでいたにも関わらず整理解雇を強行しました!
（乗員速報 62-004―2015.08.29 より抜粋）

その２に続く

（一部表現、用語を分かりやすく変えています。）

カンパ支援・取り組み参加
宜しくお願い致します

今後の日程

＊宣伝行動・各地集会：私たちはあきらめない!!!
原告団 HP 日程参照

＊東京地裁：4 月 26 日(水)
マタハラ裁判　第十回口頭弁論
527 号法廷　10:00～
報告集会予定あり

「JAL CA マタニティハラスメント是正裁判
未来の飛んでる（みらとん）ママを支える会」
会則　・9 月 2 日要請書　・お願い・署名用紙

＊山口 宏弥氏 著書紹介：「安全な翼を求めて」　アマゾン書評

・詳細は、枠内をクリックして御覧下さい。